

令和3年度早期退職者募集実施要項

令和3年11月25日

三重県企業庁長

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職者の募集を行う。

なお、企業庁職員の退職手当額及び支給方法は、企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程（昭和42年三重県企業庁管理規程第5号）に基づき、三重県職員退職手当支給条例（昭和29年三重県条例第61号。（以下「退職手当条例」という。））適用職員の例によるものとされているため、当要項及び様式には退職手当条例の条文を用いる。

1. 募集の対象

一般職に属する職員（以下「職員」という。）で、令和4年3月31日現在において勤続期間が20年以上で、年齢が45歳以上の者（注1参照）

※勤続年数の計算については、退職手当条例第7条の規定によるものとする。

2. 優遇措置

退職手当条例第4条に基づき退職手当基本額を算出する。ただし、勤続期間が25年以上の者には退職手当条例第5条を適用する。

また、第5条の3に基づき早期退職の特例措置（定年前1年につき3%加算（上限45%）。ただし、定年前1年の者は2%）を適用する。

3. 募集の期間

令和3年12月10日（金）午前9時から令和4年1月18日（火）午後5時まで（注2参照）

4. 退職すべき期日

令和4年1月4日（火）から令和4年3月31日（木）まで

※ 認定後、上記期間内から退職すべき期日を定め、通知する。

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の同意を得た上で、最小限必要な範囲内で当該期日を延期することがあり得る。

5. 応募の手続

- ① 応募をしようとする職員は、「応募申請書」（様式第一の三）に必要事項を記入の上、募集の期間内に所属長に提出する。
- ② 選定後、認定又は不認定の通知書を交付する。
 - ※ 令和4年2月10日（木）までに通知する予定
 - ※ 不認定になる場合は（注3）のとおり
- ③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（様式第一の四）を応募申請書と同様の方法で提出する。

6. その他

その他この要項の実施に関し、必要な事項は別に定める。

（注1）次の（1）から（4）までのいずれかに該当する職員は応募をすることができない。

- （1）非常勤職員
- （2）臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- （3）令和4年3月31日までに定年に達する職員
- （4）令和3年12月10日（募集開始日）において懲戒処分（ただし、故意又は重過失によらないで管理・監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。以下同じ。）を受けている者又は令和3年12月10日から令和4年1月18日まで（募集の期間内）に懲戒処分を受けた者

（注2）庁長が特に認める場合は令和4年3月22日（火）午後5時まで

（注3）応募者が次の（1）から（4）までのいずれかに該当する場合には不認定となる。

- （1）この募集実施要項に適合しない場合
- （2）応募後に、懲戒処分を受けた場合
- （3）懲戒処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する県民の信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
- （4）引き続き職務に従事することが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合

様式第一の三（第 10 条の 3 関係）

早期退職希望者の募集に係る応募申請書

応募年月日 年 月 日

任命権者 宛て

応募者

私は、三重県職員退職手当支給条例第 8 条の 3 第 6 項の規定により、この度の早期退職希望者の募集に応募をします。

ふりがな		所 属	
氏 名		職 名	
級号給	給料表[]	級	号給
生年月日	年 月 日	年 齢	歳
備考欄			

備考

- 1 令和 4 年 3 月 31 日現在で記入すること。
- 2 備考欄には退職希望日を記入すること。

※任命権者記入欄

受理年月日	年 月 日	受理番号	
-------	-------	------	--

(規格 A4 版)

様式第一の四（第 10 条の 3 関係）

早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書

取下げ年月日 年 月 日

任命権者 宛て

取下げ申請者

私は、三重県職員退職手当支給条例第 8 条の 3 第 6 項の規定により、早期退職希望者の募集に係る応募を取り下げます。

1 取下げ申請者について			
ふりがな		所 属	
氏 名		職 名	
2 認定について			
認定通知書に記載された認定年月日		年 月 日	
退職すべき期日又は期間			

備考 「2 認定について」欄は、取下げ時点において認定を受けている場合に記入すること。また、このうち「退職すべき期日又は期間」欄には、取下げ時点において退職すべき期日が既に通知されている場合はその期日を、それ以外の場合は退職すべき期間を記入すること。

※任命権者記入欄

受理年月日	年 月 日
応募申請書の受理番号	

(規格 A4 版)